

令和4年御代田町農業委員会4月定例会議事録

- 日 時 令和4年4月28日(木) 開会 午後3時00分
閉会 午後6時00分
- 場 所 御代田町役場 委員会室

出席農業委員 14名

| | | | | | |
|------|----|--------|----|-----|--------|
| 会長 | 1番 | 大井 壽 尚 | 委員 | 8番 | 山本 裕 之 |
| 職務代理 | 2番 | 内堀 文 夫 | 委員 | 9番 | 徳吉 正 博 |
| 委員 | 3番 | 萩原 正 康 | 委員 | 10番 | 飯塚 仁 子 |
| 委員 | 4番 | 浅沼 伸 吉 | 委員 | 11番 | 市川 孝 |
| 委員 | 5番 | 内堀 孝 昌 | 委員 | 12番 | 塚田 正 博 |
| 委員 | 7番 | 萩原 隆 | 委員 | 13番 | 萩原 富士子 |
| | | | 委員 | 14番 | 古越 久 男 |

出席農地利用最適化推進委員 5名

| | |
|-------|-------|
| 茂木 直人 | 金澤 賢司 |
| 柳澤 弘久 | 高山 修浩 |
| 古越 優 | |

欠席者

委員 6番 清水 陽子

事務局 局長 金井 英明
係長 古越 易臣
係員 齋藤 翔

■ 議 事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請 (3件)
- (2) 農地法第5条の規定による転用許可申請 (8件)
- (3) 農地利用集積計画の決定について
- (4) 非農地通知発出について (2件)
- (5) その他

内堀会長代理

これより令和4年御代田町農業委員会4月定例会を開会いたします。

大井議長

農業新聞を見ると、農業委員会関係の記事が多くあります。4月から法律の改正もあり、今まで放置されてきた課題等を解決するよう、国も農業委員会に期待をしていると思います。農業委員・推進委員が共に協力し合い、町内の農地に係る様々な問題に取り組んでいきたいと思います。

議事録署名人は9番徳吉正博委員、10番飯塚仁子委員を指名します。

事務局古越

4月から、事務局係員が内堀から齋藤に変更となりましたので、ご承知願います。

大井議長

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-1の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-1を説明いたします。申請農地は大字塩野字■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は415㎡です。譲受人、■■■■■■■■■■氏、譲渡人、■■■■■■■■■■氏です。譲渡人は農業廃止、譲受人は譲受人の要望です。

5番内堀委員

申請地南側■■■■■■■■■■は譲渡人■■■■■■■■■■氏の宅地があります。相続で取得されたとのことですが、別に自宅もあるため空き家となっております。農地についても、4年間耕作しておらず荒れ地となっていました。そのため、■■■■■■■■■■氏に譲渡し農地として利用していただく方がよいと考えます。

大井議長

空き家の方も■■■■■■■■■■氏が購入するのですか。

5番内堀委員

農地と一緒に購入されるようです。■■■■■■■■■■氏は飲食業をされているため、農業をする予定もなく、■■■■■■■■■■氏に相談されたとのことです。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-3-2 の説明をお願いします。

事務局齋藤

農地法第 3 条の規定による許可申請について、計画 4-3-2 を説明いたします。申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目は畑、面積は 2,419 m²と大字塩野 [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,168 m²です。譲受人、[REDACTED] 氏、譲渡人、[REDACTED] 氏外 1 名です。譲渡人は譲受人の要望、譲受人は増反です。

内堀会長代理

[REDACTED] 氏はそばを栽培されているかたです。[REDACTED] は、他者に賃借されていたようですが、合意解約済とのこと。譲渡人は、遠方に居住されているため、当町で農業を営むことは難しく、今回売買したいとのこと。譲受人についても、特に問題はないと思います。

大井議長

他に意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-3-3 の説明をお願いします。

事務局齋藤

農地法第 3 条の規定による許可申請について、計画 4-3-3 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,379 m²と大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 2,825 m²です。譲受人、[REDACTED] 氏、譲渡人、[REDACTED] 氏です。譲渡人は譲受人の要望、譲受人は農地保有化合理化事業によるものです。

10 番飯塚委員

この場所は、過去 4 年間農地パトロールで問題となっていた場所です。[REDACTED] にも問題点をお伝えしておりますが、改善が見られません。農地には、ブドウの苗木が植えられています。毎年雑草に覆われ管理している様子がありませ

ん。農業ハウスのビニールは破れ、周辺に飛散していると思われます。ハウスの中には使用済み農薬の空き容器、使いかけの農薬、肥料の空き袋、使用済みのマルチが放置されています。農業ハウスは以前、■■■■の敷地にありましたが、廃棄物を放置したため、■■■■から使用を断られ、現在の場所に放置しているようです。このような状態であることから、周辺農家からも苦情が多数寄せられています。そのため、期限を決めて、産業廃棄物の処理をし、周辺に迷惑がかからないようにすることを文章で提出する必要があると思います。

12 番塚田委員

■■■や直接■■■氏にも、農地の状態を改善するよう伝えているが、改善が見られません。農業ハウスのビニールは半分以上が飛散しています。使用できない車両も放置されています。まずは、廃棄物を片付けて健全な農地にし、再度申請するべきと考えます。

大井会長

■■■氏は、本農地を分割払いで購入する契約をし、完済したため、今回申請されたと思います。分割払いをされている途中に、病気になり農業ができない期間があったと聞いています。この状況で、本当に、今後農業で生計をたてることのできるのかが論点になります。

12 番塚田委員

確約書には農地を荒らしません、と記載がされているが、さきほど述べた通り、現状は荒れ放題です。現状のままでは許可できません。廃棄物については、処理の計画書があればよいのではないのでしょうか。

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員否認>

全員否認ですので、計画を承認しません。

事務局古越

農地法第3条第2項1号及び7号の規定に該当するため、許可できないと通知したいと思います。

大井会長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、計画4-5-1の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、計画4-5-1を説明します。申請農地は大字馬瀬口■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は260㎡です。譲受人は■■■■■■■■■■氏、譲渡人は■■■■■■■■■■氏です。住宅を建築する計画です。

金澤推進委員

本申請地は、周辺を住宅に囲まれ、土地は平坦ではなく作物を栽培できるような土地ではないと考えます。転用は問題ないと思います。

大井会長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-5-2の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画4-5-2を説明します。申請農地は大字御代田■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は310㎡です。譲受人は■■■■■■■■■■氏、譲渡人は■■■■■■■■■■氏外2名です。住宅を建築する計画です。

11番市川委員

本申請地の所有者は、県外に居住しており、空き地となっていました。今回、不動産会社を介して売却することとなったようです。接道していない場所ですが、隣の土地も購入し一体的に利用するとのことですので、転用は問題ないと思います。

大井会長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-5-3の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-3 を説明します。申請農地は大字草越 []、地目は畑、面積は 404 m²です。譲受人は [] 氏、譲渡人は [] 氏です。住宅を建築する計画です。

13 番
荻原富士子委員

[] 氏の自宅を訪問し、確認をしました。息子さんが家を建てるということです。周囲には宅地があり、用途地域内で第 3 種農地ですので、転用は問題ないと思います。

大井会長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-4 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-4 を説明します。申請農地は大字草越 []、地目は畑、面積は 369 m²、大字草越 []、地目は田、面積は 228 m²、大字草越 []、地目は田、面積は 1,281 m²です。譲受人は []、譲渡人は [] 氏です。建築条件付き土地とする計画です。

金澤推進委員

農地は、綺麗に刈り込みがされていました。本農地は、水が来ず、また日陰であることが多く農地として利用するには難しい土地であり、転用は問題ないと思います。

大井会長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-5 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-5 を説明します。申請農地は大字御代田 []、地目は畑、面積は 558 m²です。譲受人は [] 氏、譲渡人は [] 氏です。住宅を建築する計画です。

4番浅沼委員

この地区は、アパートなどの建築も進み、宅地が多く、また周辺農地への悪影響もないことから、転用は問題ないと思います。

大井会長

他に意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-5-6の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画4-5-6を説明します。申請農地は大字馬瀬口 [REDACTED]、地目は田、面積は628㎡、大字馬瀬口 [REDACTED]、地目は田、面積は459㎡、大字馬瀬口 [REDACTED]、地目は畑、面積は517㎡です。譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] 氏と [REDACTED] です。駐車場・資材置場とする計画です。

高山推進委員

[REDACTED] については、草は綺麗に刈り取っており、畑として利用も可能と思われませんが、面積が小さく、また農地の形がいびつであり、利用しづらいため、転用しても問題はないと思います。 [REDACTED] と [REDACTED] については、農地が通路から奥まっていること、また [REDACTED] の陰になるため、日光が入らず、利用しづらいことから、転用しても問題はないと思います。ただ、 [REDACTED] と [REDACTED] の間に水路があるため、下流の農地に影響がないように水路の管理をしてもらえればよいと思いました。

大井会長

他に意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-5-7の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-7 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,015 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。駐車場・資材置場とする計画です。

12 番塚田委員

[REDACTED] 氏は、[REDACTED] です。細長い農地であり、接道はありますが、車が通れるような道ではありませんでした。農地は傾斜があるため、トレンチや溝を掘って水処理をし、隣地に水が流れようにするとのことでした。転用しても問題はないと思います。

大井会長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-8 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-8 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 982 m²、大字御代田 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 62 m²です。譲受人は [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] 氏です。宅地分譲とする計画です。

11 番市川委員

この場所は、事業計画書にもあるとおり、佐久、小諸、軽井沢からアクセスがよく、景観もよい場所です。周辺に農地はありますが、転用によって悪影響はないと思われます。

大井会長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第 3 号農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第3号農地利用集積計画の決定について説明いたします。利用権の設定を受ける者が16名です。田が14筆、24,927㎡、畑が15筆、15,213㎡です。

大井会長

なにか意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第4号非農地通知発出①②について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第4号非農地通知発出①について説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は1,979㎡です。申請者は [REDACTED] 氏です。申請地は樹木が多数生えており、農地として耕作することができず、また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

4番浅沼委員

樹木が多数生えており、また南側にも樹木があるため日陰となることから、非農地と判断して問題ないと思います。

大井会長

なにか意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

事務局齋藤

非農地通知発出②について説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は2,935㎡です。申請者は [REDACTED] 氏です。申請地は樹木が多数生えており、農地として耕作することができず、また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

4番浅沼委員

事務局からあったとおり、本申請地は樹木で覆われています。申請者は、高齢であることから、新たに農地として利用は

難しく、非農地と判断して問題ないと思います。

大井会長

なにか意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

事務局から、その他連絡事項お願いします。

事務局齋藤

活動報告簿について、様式改正した詳細を説明

大井会長

昨年、農業委員会でそばの栽培をしました。栽培に携わっていただいた3名に、1回につき、機械代1,000円燃料代1,000円程度お渡ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈全員賛成〉

また、先月不許可になった3条案件については、別のかたに譲ることとなりそうですので、また申請があがると思います。

3条、及び農転に係る書類については、代理人が申請するのであれば、委任状が必要とするべきだと考えます。また、譲受人、譲渡人の本人確認をする必要があります。業者等が勝手に書類を作成している場合もあるため、しっかりと譲受人、譲渡人の意思確認をしていきましょう。

以上で御代田町農業委員会4月定例会を終了します。お疲れ様でした。

この議事録(令和4年4月定例会)の内容に相違ないことを証するため、

下記に署名する

農業委員会長

大井 秀尚

議事録署名委員

徳吉 正博

議事録署名委員

飯塚 仁子